

## 重要事項説明書（居宅介護支援）

厚生省令第 38 号第 4 条第 1 項の規程に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

### 1 事業者の概要

#### (1) 名称等

事業者の名称	のぞみケアプランセンター
主たる事務所の所在地	浜松市丸塚町 5 2 5 番地の 1 B-1
電話番号	0 5 3 - 4 1 1 - 5 2 1 1
法人の種別及び名称	株式会社 望実
代表者職	代表取締役
代表者氏名	鈴木 重伸
管理者氏名	芦田 露子
介護保険事業所番号	2 2 7 7 1 0 1 3 8 8
指定年月日	平成 14 年 11 月 15 日
交通の便	東名 I C より車で約 1 5 分 JR 浜松駅より車で約 1 5 分
サービスを提供する通常の実施地域	旧浜松市、旧浜北市、旧磐田市、旧豊田町。

#### (2) 事業者の職員の概要

職 種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1 人	非常勤 兼務 1 人	看護師 介護支援専門員
介護支援専門員	3 人	常勤 専従 3 人	看護師・介護支援専門員 介護福祉士・介護支援専門員
事務員	2 人	常勤 専従 2 人	

### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日。 ただし年末年始(12月29日から1月3日)、国民の祝日は休日とします。
営業時間	午前8時00分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時00分まで

## 2 居宅介護支援の概要

### (1) 居宅介護支援の内容

項目	内容・方法等
要介護認定等の申請代行	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者の意思を踏まえ、要介護認定等の申請に必要な協力を行います。</li><li>2. 利用者の要介護認定有効期間満了の1ヶ月前には、要介護認定の更新申請に必要な協力を行います。</li></ol>
居宅サービス計画の作成	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 管理者は、介護支援専門員に介護サービス計画作成業務を担当させるものとする。</li><li>2. 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に関する課題点の把握については、利用者宅を訪問して行うものとする。なお、その際は利用者及びその家族に訪問の趣旨を十分説明し、理解を得るものとする。</li><li>3. 介護支援専門員は、当該地域において指定居宅サービスが提供される体制を勘案して、サービス提供に当たっての留意点を説明するとともに、居宅サービス計画の原案を作成するものとする。</li><li>4. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けたサービスの種類、内容等について利用者及び家族の同意を得るものとする。</li></ol>
居宅サービス計画作成後の管理(居宅サービス計画の変更等)	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。</li><li>2. 利用者の状態について定期的に再評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて居宅サービス計画の評価、変更等を行います。</li></ol>
サービス事業者等との連絡調整	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行うことにより、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行うものとする。</li></ol>
介護保険施設への紹介	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難と認める場合または利用者が介護保険施設への入所を希望する場合は、利用者に介護保険施設を紹介するものとする。</li><li>2. 介護支援専門員は、利用者が介護保険施設からの退所を希望する場合は居宅における生活に円滑に移行できるよう、居宅サービス計画の作成の援助を行うものとする。</li></ol>

(2) 居宅介護支援の利用に当たって

項目	内容
サービス提供困難時の対応	1. 指定居宅介護支援事業者は、通常の事業の実施地域を勘案し、自ら適切な指定居宅介護支援の提供が困難であると認められた時は、利用者に他の指定居宅介護支援事業者を紹介するものとする。
サービスの質の向上のための方策	1. 介護支援専門員が、利用者と面談し状況の把握等を行います。(1ヶ月から認定有効期間中1回程度) 2. 介護支援専門員等の質的向上を図るため、採用時研修のほか年間3回以上の研修の機会を設ける。
介護支援専門員を変更する場合の対応	1. 介護支援専門員の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください
プライバシーの遵守	1. 利用者にサービスを提供する上で知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。 2. 利用者やその家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意を持って管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。
事故発生時の対応	1. 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族に連絡を行い、必要な措置を講ずるものとする。 2. 指定居宅介護支援事業者は、損害賠償の責に帰すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

3 利用料金

(1) 利用料

原則としてあなたには利用料を請求しません。ただし、あなたの被保険者証に支払方法変更の記載（あなたが保険料を滞納しているため、サービスを償還払いとする旨の記載。）があったときは、1ヶ月につき10,000円（介護度1・2）13,000円（介護度3・4・5）を頂きます。

この場合、当事業者でサービス提供証明を発行しますので、この証明書を浜松市の窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

(2) 交通費

サービスを提供する通常の実施地域にお住まいの方	無料
上記以外にお住まいの方	実施地域を越えた地点から概ね1キロメートル未満 100円 実施地域を越えた地点から概ね1キロメートル毎に 100円

(3) その他の費用

要介護認定申請代行料	無料
サービス提供実施記録コピー等代金	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担：A4用紙1枚10円（白黒）。

#### (4) 支払方法

あなたが当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払い方法については、月ごとの精算とします。毎月10日までに前月分の請求をしますので、18日までにお支払いください。支払方法は口座自動引落としです。

#### 4 サービスの終了について

##### (1) あなたのご都合でサービスを終了する場合

あなたはいつでも契約を解約できますが、次の場合には、解約料を頂きます。

ア) 契約後、介護サービス計画作成段階途中で、あなたの申し出により解約した場合	10,000 円 (介護度 1・2) 13,000 円 (介護度 3・4・5)
イ) その他解約により当事業者に不測の損害を生じさせる場合	10,000 円 (介護度 1・2) 13,000 円 (介護度 3・4・5)

この他、当事業者は、あなたがこの契約を継続し難いほどの背信行為をおこなったと認めるときは、直ちにこの契約を解約することができます。

##### (2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、止むを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。この場合は、サービスの提供終了1ヶ月前までに文書であなたに通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業者等に関する情報をあなたに提供いたします。

##### (3) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア) あなたが介護保険施設に入院又は入所した場合

イ) あなたの要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

ウ) あなたが亡くなった場合

#### 5 居宅介護支援に対する苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関すること、介護支援専門員に関すること、利用料金に関することなど、お気軽にご相談ください。

○ 当事業所の苦情相談窓口

担当者 芦田 露子

電話 053-411-5211

ご利用時間 月・火・水・木・金曜日 午前9時00分から午後4時00分

まで ただし国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

を除きます。

